

### 入院時の食事療養標準負担額

区分		現行	平成30年度～
一般（下記以外）		360円→	460円
70歳未満	70歳以上	210円	据え置き
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ		
——	低所得Ⅰ		

※低所得Ⅰは、住民税非課税世帯であり、かつ一定所得以下の70歳以上の方  
低所得Ⅱは、住民税非課税世帯であり、低所得Ⅰ以外の70歳以上の方

国民健康保険・後期高齢者医療制度の入院時食事療養費の食事療養標準負担額について、入院と在宅医療の負担の

## 入院時の食事療養標準負担額が変わります

公平を図る観点から、平成30年4月1日から上記の表のとおりになります。ただし、指定難病または小児慢性特定疾病患者であって、一般所得区分に該当する方については、1食につき260円の据え置きとなります。

### 国民健康保険

### 広域化に伴う

### 取り扱いの

### 変更について

国民健康保険は、平成30年4月から市町村に加え、都道府県も運営を担うこととなります。これに伴い、一部取り扱いが変わります。

### 保険証の様式

国民健康保険被保険者証（保険証）の様式が、平成30年8月1日の年度更新に併せて変更となります。

※7月31日までは、現在お持ちの保険証の様式でご利用いただけます。

### 多数回該当の例

	6月	7月	8月		9月	10月	11月	12月
これまで	1回目	2回目	3回目	市町村のほかに 県内へ転出	1回目	2回目	3回目	4回目
								↑ここから 該当
平成30年 4月以降	1回目	2回目	3回目		4回目	5回目	6回目	7回目
					↑ここから 該当			

### 高額療養費の通算方法

高額療養費制度は、医療費の自己負担額が高額になったとき、年齢や所得に応じて定められた自己負担限度額を超えた分が支給される制度です。

この制度では、1年間のうちに高額療養費の支給が4回以上あった場合（多数回該当）、自己負担限度額が低くなりますが、平成30年4月からは、県内の異動で世帯の継続性が保たれていれば、該当

回数を通算できるようになります。

お問い合わせは、

国民年金課（2階）  
☎(20)1503、FAX(20)1600へ。

## 茂原市ハートフルフェスタ（内田智代さん講演会） 信頼関係を築くコミュニケーションのコツ ～楽しい人生を送るために、使っちゃいけない？ 12の言葉～

スクールアドバイザー・カウンセラーとして実績のある内田氏に、親子・夫婦関係や職場・地域における暖かい人間関係づくりのコツを教えてください。

- ◆日時 3月24日⑤ 13時30分～15時30分  
(受付開始13時)
- ◆会場 市役所市民室
- ◆定員 100人（申込順）※入場料無料
- ◆託児 無料（2歳以上未就学、電話にて要予約、3月16日⑤締切）



お申し込み・お問い合わせは、企画政策課（4階）  
☎kikaku2@city.mobara.chiba.jp、☎(20)1651、FAX(20)1603へ。